

■ 国の動き

| | |
|-------------|--|
| 平成19年6月19日 | 「経済財政改革の基本方針2007」閣議決定 |
| 平成19年12月24日 | 「公立病院改革ガイドライン」 (総務省自治財政局長通知)を地方公共団体に通知 地方公共団体に平成20年度中にガイドラインを踏まえ改革プランの作成を求めた。 ・経営の効率化:概ね3年 ・再編・ネットワーク化、経営形態の見直し:概ね5年 として策定するよう明記している。 |

■ 改革プラン策定までの審議経過

| | |
|--------------------|--|
| 平成20年5月～6月 | 平成19年度決算の実情を踏まえ、現状把握を行う。 |
| 平成20年6月～9月 | 改革プランに関する骨子と施策の作成 |
| 平成20年10月17日 | <u>平成20年度第1回経営懇話会</u> ・骨子と施策について |
| 平成20年10月20日 | 高岡市行財政改革市民懇話会 ・骨子と施策について |
| 平成20年11月～12月 | 改革プランと平成21年度当初予算との整合性を検証、目標数値の設定 |
| 平成21年1月～2月 | <u>改革プラン素案の書面審議</u> |
| 平成21年2月20日 | 高岡市行財政改革市民懇話会 ・改革プランの概要及び平成21年度当初予算について |
| 平成21年2月24日 | <u>平成20年度第2回経営懇話会</u> ・改革プランの概要及び平成21年度当初予算について |
| 平成21年2月25日～ 27日 | 改革プランの概要について高岡市議会への事前説明 |
| 平成21年3月17日 | 民生病院常任委員会に改革プランを報告 |
| 平成21年3月19日 | <u>平成20年度第3回経営懇話会</u> ・改革プラン(全文)について |

※ 平成20年10月からパブリックコメントを実施

高岡市民病院経営懇話会

■ 高岡市民病院設置要綱

(目的)

第1条 高岡市民病院（以下「病院」という。）の適正な運営及び健全な経営の推進に資するよう、病院経営の全般にわたり、病院外部の有識者から意見を求めるため、高岡市民病院経営懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇話会は、前条の目的達成のため、必要に応じ病院運営に関し意見を述べるとともに、経営改善に関する事項等について検討し、必要に応じ提言を行う。

(委嘱)

第3条 懇話会委員は、病院運営に関し豊富な識見を有する者のうちから、市長（病院開設者）が委嘱する。

2 委員の数は、5名以内とする。

(組織)

第4条 懇話会は、座長、副座長及び委員をもって組織する。

2 座長は、委員の互選により選出する。

3 副座長は、委員の中から座長が指名する。

4 懇話会には、病院運営状況等の説明院として、病院長、副病院長、事務局長、看護部長が出席する。

(座長及び副座長の職務)

第5条 座長は、会務を統括し、会議を主宰する。

2 座長に事故あるときは、副座長がその職務を代行する。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

(会議の招集)

第7条 懇話会は、座長がこれを招集し、議長となる。

2 懇話会は、定例会を年1回開催するものとする。ただし、座長は委員等から請求があった場合は、随時、臨時懇話会を招集することができる。

3 座長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(庶務)

第8条 懇話会の庶務は、病院事務局総務課において処理する。

(細則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営その他必要な事項は、病院長が別に定める。

付則

この要綱は、平成18年12月1日から施行する。

■ 経営懇話会委員名簿

| | |
|---------|----------------------|
| 川渕 孝一 氏 | 東京医科歯科大学大学院教授（医療経営学） |
| 稲尾 次郎 氏 | 高岡市医師会副会長（開業医） |
| 鷺山 浩一 氏 | 税理士（経済界） |
| 米澤 陽子 氏 | 地域女性ネット高岡（市民団体） |

[戻る](#)